

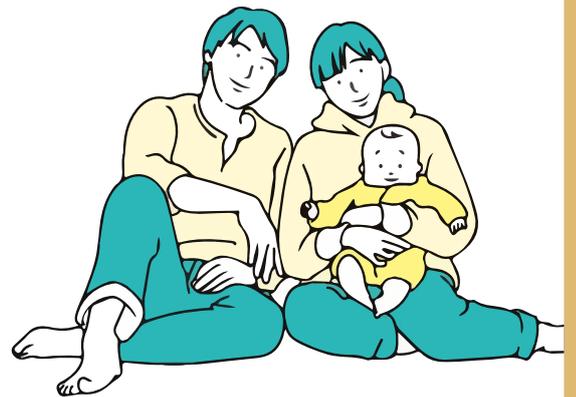


第2次

吉野町地域福祉計画 地域福祉活動計画

概要版

令和4年度～令和8年度



令和4年3月

吉野町

社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会

1 計画の策定にあたって

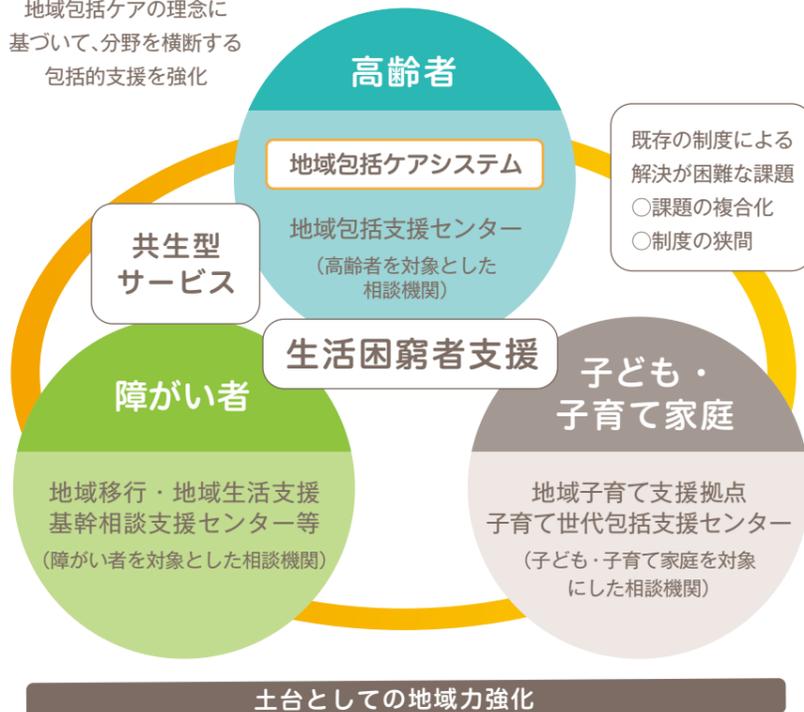
1 策定の趣旨

- 国において、2017年（平成29年）に社会福祉法が改正され、地域福祉の課題解決のため、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。
- 社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の広がりが見られるなかで、一人ひとりが抱える課題が複雑化・複合化してきています。
- 個人の努力や行政による福祉サービスだけでなく、地域住民が身近にある様々な福祉ニーズに目を向け、地域全体で課題の解決に取り組むことが必要です。
- 「地域共生社会」の実現のためには、行政から住民への従来のサービスだけではなく、地域住民同士の助けあい・支えあいの視点からの協働が必要不可欠です。
- 吉野町では、吉野町社会福祉協議会と共に、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちの実現をめざして、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

2 地域福祉の基本的な考え方

- 「地域共生社会」をめざす包括的な支援体制

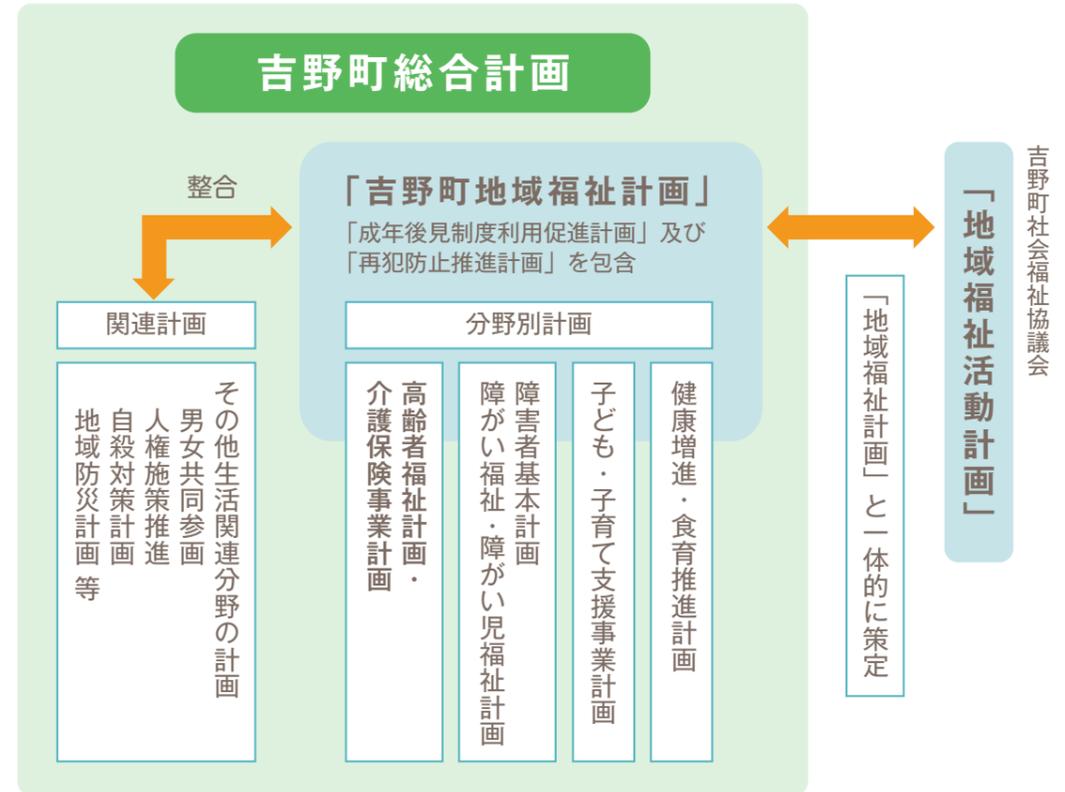
地域包括ケアの理念に基づいて、分野を横断する包括的支援を強化



- 地域福祉とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取り組みを推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開します。

3 計画の位置づけ

- 「地域福祉計画」は、総合計画等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”です。
- 福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。
- 実効性の観点から、「地域福祉活動計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」を包含して一体的に策定します。



4 計画の期間

- 本計画について、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 前計画からみる課題

- 前計画の策定時以降、少子高齢化やライフスタイルの多様化が進み、個人や世帯が抱える課題も複雑化・複合化してきました。
- 上記諸課題に対応するため、本町では、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対し、相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止め支援につなぐ包括的な支援体制の整備をめざします。

2 計画の理念と目標

本計画では「健康で安心して暮らし続けられる 共生のまち ～助けあい・支えあう 笑顔でつながる吉野町～」を基本理念に掲げて、住民同士に助けあい・支えあいの心が根つき、住民の誰もが幸せに暮らせる「地域共生社会」の実現をめざして取り組みます。また、基本理念を実現するため、3つの基本目標を設定し、具体的な施策を展開していきます。

基本理念

健康で安心して暮らし続けられる 共生のまち
～助けあい・支えあう 笑顔でつながる吉野町～

| 基本目標 | 施策の方向 | 施策 |
|--------------------|------------------------|---|
| 1 地域を支える福祉の人づくり | 1-1 福祉の心の醸成 | (1) 人権意識の高揚 (2) 福祉教育の推進 |
| | 1-2 地域福祉を担う人材の育成 | (1) ボランティアの育成 (2) 地域福祉活動の担い手の育成 |
| 2 豊かに暮らせる生活環境づくり | 2-1 福祉による地域づくりの推進 | (1) 見守り活動の充実 (2) 居場所と交流の場づくりの充実 (3) 情報共有・意見交換の場づくり |
| | 2-2 地域ネットワーク機能の強化 | (1) 地域組織の活動支援 (2) 地域ネットワークの構築 |
| 3 安心して暮らせる福祉のまちづくり | 3-1 包括的な支援体制整備と情報発信の充実 | (1) 相談支援体制の充実 (2) 包括的な支援体制への取り組み (3) 情報発信の充実 |
| | 3-2 安全・安心な地域社会の構築 | (1) 災害時の支援体制と感染症対策の推進 (2) 福祉サービスの充実 (3) 誰もが住みやすい環境づくり |
| | 3-3 セーフティネット機能の強化 | (1) 様々な困難を抱える人への支援 (2) 虐待や暴力の防止 (3) 権利擁護の推進 (4) 再犯防止の取り組みの推進 |

3 具体的な取組

基本目標1 地域を支える福祉の人づくり

| 基本方向① 福祉の心の醸成 | 基本方向② 地域福祉を担う人材の育成 |
|--|---|
| 基本施策① 人権意識の高揚 <<主な施策>> ● 部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消、男女共同参画等への取り組み ● 学校における人権教育 | 基本施策① ボランティアの育成 <<主な施策>> ● ボランティア活動の担い手の育成 ● ボランティア活動の普及・拡大 |
| 基本施策② 福祉教育の推進 <<主な施策>> ● 学校園における地域福祉への学びの機会提供 ● ライフステージに応じた福祉の学びの機会提供 | 基本施策② 地域福祉活動の担い手の育成 <<主な施策>> ● 地域福祉活動の担い手の育成 |

基本目標2 豊かに暮らせる生活環境づくり

| 基本方向① 福祉による地域づくりの推進 | 基本方向② 地域ネットワーク機能の強化 |
|--|---|
| 基本施策① 見守り活動の充実 <<主な施策>> ● あいさつ・声かけ活動の充実 ● 要配慮者等への見守り ● 児童生徒の見守り | 基本施策① 地域組織の活動支援 <<主な施策>> ● 地域組織への参加促進 ● 地域組織の活動支援 |
| 基本施策② 居場所と交流の場づくりの充実 <<主な施策>> ● 高齢者の居場所づくり ● 子どもの居場所と親の交流の場づくり ● 誰もが集える居場所づくり | 基本施策② 地域ネットワークの構築 <<主な施策>> ● 地域課題の把握と情報共有 ● ネットワーク機能の充実 |
| 基本施策③ 情報共有・意見交換の場づくり <<主な施策>> ● 地域での情報共有・意見交換の促進 | |



基本目標 3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本方向 ① 包括的な支援体制整備と情報発信の充実

基本施策① 相談支援体制の充実

《主な施策》

- 包括的な相談支援体制をめざす取り組みの推進
- 地域における相談体制の強化
- 社協における相談支援の充実

基本施策② 包括的な支援体制への取り組み

《主な施策》

- 重層的支援体制整備事業の創設

基本施策③ 情報発信の充実

《主な施策》

- 情報発信と啓発の推進
- 必要とされる方に情報が届く体制づくり
- 相談窓口の周知

基本方向 ③ セーフティネット機能の強化

基本施策① 様々な困難を抱える人への支援

《主な施策》

- 地域におけるセーフティネット機能の強化
- 自立支援や経済的支援の充実
- 制度の狭間等への対応

基本施策② 虐待や暴力の防止

《主な施策》

- 虐待や暴力の防止に関する啓発
- 早期発見・早期対応の充実

基本施策③ 権利擁護の推進

《主な施策》

- 成年後見制度の利用促進
- 地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備
- 社協による支援

基本施策④ 再犯防止の取り組みの推進

《主な施策》

- 「社会を明るくする運動」の推進
- 更生保護活動の充実

基本方向 ② 安全・安心な地域社会の構築

基本施策① 災害時の支援体制と感染症対策の推進

《主な施策》

- 災害時要配慮者の把握と情報の共有
- 地域の防災体制の促進
- 地域防災リーダーの育成
- 災害ボランティア活動の促進
- 福祉避難所の確保
- 感染症対策の推進

基本施策② 福祉サービスの充実

《主な施策》

- 高齢者への福祉サービスの充実
- 障がいのある人への福祉サービスの充実
- 子ども・子育て支援の充実
- 社協における福祉サービスの充実
- 健康づくり・地域医療の充実

基本施策③ 誰もが住みやすい環境づくり

《主な施策》

- バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
- 公共交通の維持・充実
- 移動に関する助成



4

計画の推進に向けて



「地域共生社会」の概念

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。



本計画を通じて、**地域の福祉課題の解決と**

地域共生社会の実現のため、

住民の皆様とともに、**自助・互助・共助・公助**が一体的に発揮される地域づくりを推進します。

● 自助・互助・共助・公助の関係性 ●





計画及び概要版に関する問い合わせ先

〈吉野町役場〉

〒639-3114

奈良県吉野郡吉野町大字丹治 130 番地の 1

(担当課) 長寿福祉課

TEL : 0746-32-8856

FAX : 0746-32-4690

〈社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会〉

〒639-3114

奈良県吉野郡吉野町大字丹治 130 番地の 1

TEL : 0746-32-8978

FAX : 0746-32-1569